少年法における科学的調査

渡邊一弘

目 次

- I 問題の所在
- Ⅱ 少年法における科学的調査の理解と研究方法
 - 1 「科学主義」の内容とその射程
 - 2 科学的調査の結果の拘束力
 - 3 科学的調査の要請に関する研究方法論
- Ⅲ 調査の活用状況分析に関わる近時の展開
 - 1 法務省式ケースアセスメントツール
 - 2 新少年院法および少年鑑別所法の制定
- IV 少年刑事事件の裁判員裁判
 - 1 少年刑事事件の裁判員裁判に対する問題点の指摘
 - 2 裁判員裁判における少年刑事事件の運用方針の分析
 - (1) 司法研究報告『難解な法律概念と裁判員裁判』
 - 3 少年刑事事件の裁判員裁判の量刑
 - (1) 司法研究報告『裁判員における量刑評議の在り方について』
 - (2) 裁判員裁判における少年死刑事件
 - (3) 裁判員裁判における55条決定の運用
- V 結びにかえて

I 問題の所在

非行少年に対する法的統制の方法として、非行少年に対する特別の司法 制度を設ける理由の一つとして、少年事件について適切な処遇を決定する ためには、事件の調査を行う必要性があることが挙げられる。我が国の少 年司法制度においては、旧少年法においても専門少年保護司による調査制度が採用されたが¹、現行少年法では、専門的な調査能力を有する家庭裁判所に非行少年を送致し、科学的方法を用いた調査や鑑別をふまえて処分を選択し、少年の特性に応じた有効な処遇を実現するという手続構造が採用されている。

現行少年法における調査については、法的調査と社会調査とがあるが、科学性が問題となるのは主として社会調査である。社会調査については、少年の処分適性としての要保護性の判断のために行われるものであるが、少年法では、少年法9条や少年審判規則11条3項、少年鑑別所法16条において、科学的方法を用いた調査の要請が示されている。要保護性の理解については、要保護性の解明のために調査が行われることを重視すれば、調査の内容および方法と要保護性の内容については体系的に関連付けられる必要があり、審判対象論や処分選択論の理解に際しても、調査に対する科学性、総合性、専門性の要請もふまえた体系的理解が求められよう。そして、少年調査記録については、保護処分決定のみならず、少年法20条においては、1項においても2項においても「調査の結果」の表現において社会調査記録を検討することを要求されていることをふまえれば、調査をめぐる理解は、保護処分と刑事処分の関係という保護主義の本質が問われる問題にも反映する重要な論点となる²。

さらに、調査については、少年の刑事事件においても、少年法第50条により、「少年に対する刑事事件の審理は、第9条の趣旨に従って、これを行わなければならない。」とされているほか、刑事訴訟規則277条においても、「少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。」とされている。特に、少年法55条の審理においては、少年調査記録も重要な判断資料とされており、調査についての理解は少年刑事事件の理解にも影響を及ぼすことになる。

このように、専門的な調査能力を有する家庭裁判所において、少年の人格および環境面の問題性を人間行動科学の知見を生かして科学的に分析し、少年個人の問題に応じて、個別的な処分選択を追求するという家庭裁判所の科学的性格については、少年司法制度の存在意義にも影響を及ぼす重要な論点であると考えられるが、科学的調査の本質については、研究蓄積の不足が指摘されている³。こうした点は、調査に要求される科学性については、従来、調査における「科学主義」をめぐる論点として説明されてきているものの、少年法に関する教科書や注釈書においても、少年司法における「科学主義」の内容については、統一的な理解が示されているとはいえない状況に反映されているように思われる。実のところ、そもそも、少年司法制度における科学的調査の活用や家庭裁判所の科学的性格を示す表現として「科学主義」という概念を用いるか否かについても、共通の理解が構築されていないようにも思われる。

さらに、少年法における科学的調査の要請については、「科学主義」の内容に関する議論にとどまらず、科学的調査の要請をどのように研究し、また分析するかという、少年法学として「科学主義」を研究する意義およびその方法論についても再検討が求められているものと思われる。「科学主義」についての直接的な関心は「調査方法」の科学性ということになろうが⁴、少年審判において、調査結果がどのように活用されたかという調査結果の活用方法の研究も、「科学主義の要請」に関わる研究の射程には含まれてくるものと思われる。そして、少年法には調査結果の活用方法に関する明確な規定が設けられていないことをふまえれば、調査結果の活用に関する研究については、規範的観点からの方向性の提示にとどまらず、調査結果の活用状況を軸とした少年司法の運用状況についての客観的・実証的考察を行い、科学的に「科学主義」の機能と運用状況を分析していく必要性が大きいものと思われる⁵。

他方、少年司法の運用に目を向ければ、裁判員制度の施行に伴う各種対

応の状況の分析からは、「科学主義」は危機的状況にあるとの分析も示されている⁶。少年法における科学的調査の要請が裁判員制度の施行により危機的状況に陥っているのであれば、改めて科学的な調査が少年司法に要求される根本的な意味を見つめ直し、少年法における科学的調査の要請について、その法的位置付けと機能についての再評価を行い、裁判員法との理念的および手続的な整合性および両立可能性について、検討する作業が求められよう。そして、科学的な調査については、上述のように、調査結果の活用状況を分析する必要性が高いことをふまえれば、規範的考察の必要性とともに、「科学主義」の運用状況についての科学的・実証的な調査こそが肝要となるものと思われる⁷。

以上の問題意識に基づき,本稿では,少年法における科学的調査の要請をめぐる問題状況について,少年法学において多用されているものの,実は内容について共通の理解が形成されていないと思われる「科学主義」の理解について再検討を行うとともに,「科学主義」研究に望まれる研究方法論を提示することを目的としている。そのうえで,新少年院法および少年鑑別所法の制定や法務省式ケースアセスメントツールの開発など,少年法の科学的調査の要請に関わる近時の問題についても分析に取り組み,今後の少年法学における科学的調査のあり方に関する研究課題の提示も行いたい。

Ⅱ 少年法における科学的調査の理解と研究方法

1 「科学主義」の内容とその射程

少年法においては、少年法9条や少年審判規則11条3項といった調査における科学的手法の活用を要請する根拠規定は存在するが、調査結果の活用方法に関する明確な方針を示す規定は設けられていない。しかし、調査結果と処分選択との関係については、調査と処分選択および処遇との連続

性が強く意識されている⁸。少年司法における社会調査の理解をめぐっては、「科学主義」という原則としての性格を強調する表現が用いられていることについても、このような理解が根底にあるものと思われる。

しかし、調査の活用のあり方については、活用方法を明確に提示する規定がない以上、調査と処分選択との連続性を強調するのであれば、説得的な解釈が求められる。そこで、改めて、少年法における調査において科学的方法を用いて実施されることが要求されている本質について考えてみると、現行少年法の条文構造上、二通りの理解が可能になるものと思われる。一つは、少年法では、調査についての科学主義を要請する条文のみで、活用のあり方に関する明確な規定がない以上、少年司法における科学的調査の要請は、少年の非行性を科学的に解明するのみでよいとの理解である。ここでは、仮に、「科学主義」という原則としての性格を強調する表現により科学的調査の要請を説明するにしても、その内容は、「調査の方法」として科学的手法を用いることの要請と解することとなる。そして、このように科学的調査の要請は「調査の方法」をめぐる議論にとどまるものであるとの理解を厳密に解せば、「科学主義」研究の分析対象は調査の科学性の検証のみに限定されることとなろう。

他方は、少年法における調査は、処分選択および処遇に生かされることを前提とし、有効な処遇を実現するために、調査は科学的に行われるべきとの理解である。こうした理解に基づけば、調査の方法のみならず処遇選択の場面における調査結果の活用のあり方についても、「科学主義」研究の射程に含まれる論点と解されよう。さらに、少年法の理念は少年刑事手続にも及ぶと理解されていることをふまえれば、検察官送致処分後の少年刑事手続において、裁判所には、少年調査記録は当然には送付されないとされていることや刑事施設に少年調査記録を取り寄せることを認める明確な根拠規定がないなどという問題も、広義の意味において「科学主義」研究の射程に含まれる論点と解しえよう。

確かに、歴史的にも、有効な処遇の追求および個々の幼年者の特性の尊重という観点が成人との分離処遇を行う少年司法制度の誕生を基礎づけた要因の一つであり¹⁰、少年法における社会調査については、少年の処分適性としての要保護性を調査すること自体を目的とした自己完結的性格のものではなく、あくまで少年にとっての最適な処遇選択を行うために、要保護性を明らかにすることを目的に行われているものと解するのが妥当である。また、処分選択の場面における科学的調査の活用のあり方についての分析まで射程に入れた研究でなければ、科学的手法を用いた調査の意義についての研究としても有意義なものとはなりえないであろう。

しかし、調査の活用のあり方についての考察の必要性が、少年法学において、少年法9条等を根拠とした「科学主義」の内容として、科学的調査と調査の活用との連続性を当然の前提とした理解を導く必然性はない。従来の「科学主義」をめぐる議論においては、少年法9条等の条文から導き出される要請と調査結果の活用のあり方という問題の相違を整理することなく、両者を混同する解釈も見られていた¹¹。そして、このような学問的傾向が、「科学主義」という用語の使用の有無も含め、「科学主義」の多様な理解をもたらしている根本的な要因であると思われる。少年法9条等の条文からは、科学的調査の要請の射程は、あくまで調査方法としての科学性の要請と理解することが自然な文理解釈であることも重視せねばならない。

無論,科学的調査の結果の活用方法については、調査の目的および方法,審判対象論,処分選択論,そして実際の処遇の方法の検討にまで跨る少年法の基本的理解および体系的理解が問われる問題である。しかし、少年法9条等から導かれる科学的調査の要請について、あくまで「調査の方法」についての要請と解するのが無理のない文理解釈であり、調査の活用のあり方についての方針を示す明確な根拠規定が存在せず、処分選択における調査結果の活用方法についてはあくまで解釈の域を出ないことをふまえれ

ば、活用のあり方までを射程に入れて「科学主義」という原則的理解としての性格を強調する表現を用いる論点の射程に含めて理解することは妥当ではなかろう。このような理解は解釈論としても無理があり、論点としての問題意識の共有を阻害する要因にもなりかねないものと思われる。

なお、少年法9条等から導かれる科学的調査の要請について、仮に「科 学主義」という原則としての性格が強い表現を用いるにしても、条文上の 根拠という理由から、その内容については「調査の方法」に対する科学性 の要請であることを強調して使用するべきものと思われる。確かに、科学 的調査の結果についての有効な活用のあり方まで視野に入れ、調査と処分 選択や処遇との関連性まで議論の射程に含めた考察を行いえなければ、実 質的には調査の目的や方法論についても有効な分析はなしえないであろう。 しかし、少年法理論の体系的理解という観点からは、調査については審判 対象論や処分選択論との有機的関連性は認められるものの、調査結果の活 用のあり方をめぐる議論を、本来は「調査の方法」を示す条文を根拠とし て形成された論点のなかで扱う必然性はなかろう。議論の射程を明確にす るという観点からは、科学的方法による調査の実施という調査結果の活用 のあり方まで射程に入れた問題を論じる際には、「家庭裁判所の科学性 | 2 ないし「家庭裁判所の科学的性格 l³などとの表現を用い. 科学的な調査 能力を有する専門の裁判所である家庭裁判所がどのような方針で社会調査 記録を処分選択に際して活用していくかを検討する論点として、問題設定 をしたほうが適切のようにも思われる。

2 科学的調査の結果の拘束力

「科学主義」という論点の射程に含めるか否かにかかわらず、科学的調査の結果を活用して少年に対する処分選択を行うことは、少年法の基本的要請であるといえる。近時、少年事件の裁判員裁判を批判する際に示される「科学主義」の観点からの指摘においても、「……科学主義は少年司法

において守られるべき原則の1つとして自明のものとされているように見受けられる。」との理解も見られる¹⁴。しかし、上述のように、科学的調査の活用という要請を、少年法理論においてどのように位置付けるかについては共通の理解が形成されているとは言えない状況である。裁判員制度施行以降、少年法における科学的調査の要請が「危機的状況」にあるとの指摘も示されており¹⁵、現状の問題を的確に分析し、実務における科学的調査結果の活用のあり方についての適切な方向性を示すためにも、改めて調査結果の活用の要請について、その少年法理輪上の位置付けを検討することは重要であると思われる。

処分選択段階における科学的調査の結果の活用の場面まで含めて射程に含めた論点を検討するに際しては、科学的調査の結果の拘束力の理解については、少年法9条の表現形式において「なるべく……努めなければならない」と規定されていることなどを理由として、できる限り遵守すべきであるとする「訓示規定」と解する見解¹⁶と、規定の体裁にかかわらず、裁判所を拘束する基本理念として、拘束力の強い原則であると解する見解¹⁷が示されている。

前者の様に「訓示規定」と解する見解については、いわゆる少年司法における調査制度は、純粋なソーシャル・ケース・ワークにおける方法論とは異なる「司法的ケース・ワーク」なのであり、司法の領域に足場を置き、法規範を根底としている独自の領域なのであり、科学的専門知識に基づく調査と法規範による判断や処遇とをどのように結びつけるかについて、人間と社会についての深い洞察と広い視野からの総合判断を必要とされるとの理解が示されている¹⁸。

他方、科学的調査の結果について、拘束力の強い「原則」として理解する立場においては、少年審判においては審判対象として要保護性が強調されており、要保護性に応じた処分選択を行うためには、社会調査記録の活用なくしてはなしえないとの理解が基礎となり、社会調査記録の取調べに

ついては全くの自由裁量として処理するのは相当ではないとの理解が示されている¹⁹。

双方の理解を分析すると、訓示規定と解する立場においても、科学的調査の活用が否定されているわけではなく、結局は、科学的調査の要請の射程および処分選択における科学的調査の拘束力についての理解が問われることとなろう。

改めて社会調査の意義を見つめ直せば、社会調査は要保護性の解明のために実施されるものであり、要保護性とは処分選択のための審判対象としての概念である。少年審判における審判対象論においては、人格重視説と非行事実重視説との間での議論を経て、要保護性のみならず非行事実についても処分選択において重視する理解が通説化している²⁰。さらに刑事処分相当性判断に関しては、少年法20条2項では、本文において非行事実等の客観的条件による原則的に検察官送致決定とし、但書において、調査の結果、これに適さない場合には送致しなくともよいとの構成を採っており、文理上は、科学的調査の結果のみを強調した処分選択基準を採用していないように読み取れる表現となっている。

さらに、科学的調査の要求については、人間行動科学の限界についての無考慮や過度の科学性の強調による人権侵害の危険性も指摘されている²¹。この指摘は、科学的調査の限界とそうした科学的調査の結果を重視した処分選択のあり方についての問題性を指摘するものであるが、この問題の検討に際しては、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の立法過程において、保安処分論争以来の「再犯のおそれ」の評価に関する不確実性の懸念に対する議論が参考になるものと思われる。

「再犯のおそれ」の予測可能性に関する議論について、五十嵐禎人は、 再犯危険性については dangerousness と risk とに分けて概念を整理すべ きとしたうえで、一定状況に関わる種々の要因を考慮したうえで行われる

一種の確率判断としてのリスク (risk) として危険性判断を行い、精神医 学的臨床判断に基づくリスク・アセスメントおよびリスク・マネージメン トの評価を通じて、治療的介入を「する」、「しない」という dangerousness へと変換する必要があるとの分析を示した²²。五十嵐は、ここで問題 とされる危険性の評価については、精神症状に基づく自傷・他害のような 精神科医療と密接に関連した性格のものではなく. 再犯の危険性のような. 刑事司法と密接に関連した性格のものであるならば、「次元的現象である risk のどこかに区分点を設け、範疇的現象である dangerousness に変換す る必要」があり、その変換のための閾値の設定をしなければならいとし、 閾値の設定は、「その治療的介入の効果を多数の人を対象とした科学的に 厳密な方法に基づいて行われた研究によって検証し、その結果を分析して 導き出されるものである」が、「こうして設定された閾値は、個人に対す る治療的介入の効果を保証するものではない。| と述べる。そのうえで、 強制的性格をもつ治療的介入については、たとえそれが本人の治療のため に必要不可欠であると考えられるような処置であっても、「risk」を「dangerousness | に変換するための閾値の設定は、「通常の治療のように経験 科学的に決定することは出来ず、その治療的介入を行うことによる利益と、 それに伴い自由の制限とのバランスと考慮して、個別的かつ規範的に決定 される必要がある | とし、この閾値の設定は、「責任能力の判定と同様に、 決して経験科学的には決定できず、患者の危険性(risk)や治療継続の必 要性と自由を科すことによる不利益.さらには被害者をはじめとした社会 一般の感情をも考慮して裁判官が規範的に行うしかない。」と述べてい 3^{23}

こうした五十嵐の分析を受け、再犯危険性予測の問題に対しては、「医者の見立て行為は、これからどうなるかの判断を含むもので、精神症状の病状がどのようになっていくのか、それと同時に行動はどうなるかという変化の見通しを含むものだとする見解も示されている。どのような保護環

境におかれれば、穏やかな生活をなしうるかという専門的知見であろう。 そのような観点で、入院の必要があるか、通院が確保されればよいのか、 今の保護状況下で今後も大丈夫かの判断がなされれば、よいものと思われ る」との理解が示されているが²⁴、ここでの科学と規範の関係をめぐる基 本的理解は少年法における科学的調査と処分選択の関係にも当てはまるも のと思われる。

裁判所の見解によれば、少年審判には福祉的機能と司法的機能とが併存 し、「少年審判の第一の目的は、非行を犯した少年に保護処分等の教育的 措置を行い、その改善、更正を図ることにあるが、これと同時に、少年審 判は犯罪少年を対象としており、国の司法制度の一環としての刑事政策的 役割をも担っている。したがって、少年審判は、少年の健全育成という教 育的機能だけではなく、社会公共の安全と福祉を維持するという司法的機 能を併せ持つものといわねばならない。| とされている25。司法的機能に ついては社会防衛機能も含まれるとされるが、荒木伸怡は、家庭裁判所の 審理について、「家裁調査官が調査報告書としてまとめた判定の根拠の正 確性は、犯罪や非行を対象とする行動諸科学が未だ発展途上であることに 照らして、せいぜい80~85%程度かそれ以下でしかない。すなわち、残り 20~15%について家裁調査官は、政策決定とその性質を同じくする価値判 断による決定を加えて、調査報告書の結論を導き出している。それ故、こ の80~85%については、法律家でしかない家裁裁判官の介入の余地はない。 しかし、20~15%については、家裁裁判官による批判にもさらした方が、 より妥当な結論に達しうる。したがって家裁裁判官は、この限度において、 調査報告書の結論に拘束されずに逆送決定を行いえるのであり、行為ない し結果の重大性や社会的影響についてのいわゆる刑事政策的評価は、ここ に織り込まれるべきことになる」との分析を示している26。少年法には刑 法に代わり非行少年による侵害行為を有効に統制する役割も期待されてい ることをふまえれば²⁷. 少年審判においては、裁判官は少年法の理念に照

らし、少年の有効な社会復帰のために必要と判断した場合においては、犯罪行為の重大性、被害者感情、社会感情なども規範的観点からの判断要素として評価すべきである。処分選択に際しては、科学的調査の結果自体は、専門的な科学的判断として尊重しつつも、少年の個人的資質についての科学的調査の結果に過度の拘束力を要求することは妥当ではなかろう。裁判所が示す通り、事案に応じて福祉的機能と司法的機能とは秩序ある調和が求められるのであり²⁸、具体的な事件処理の場面では、二つの機能の調和を探るべく、科学的な調査の結果と規範的観点からの考慮とを総合的に検討し、有効な処分を検討していくべきであろう。そして、少年司法では、こうした方針で処分選択を行うからこそ、上述のような人間行動科学の限界についての無考慮や過度の科学性の強調による人権侵害の危険性を抑制出来ているものと思われる。

表-1は、平成26年度に鑑別判定を終了した者について、鑑別判定と審判決定との関係を示したものである。鑑別判定と決定との一致率は高い点

表-1 鑑別判定と審判結果の関係

(平成26年)

								褔	F 半	l è	夬 5	€ €	等		
			判	定		総数		終	局	決	定		未	了	
							保	護 処	分						
	鑑	別					保護 観察	少年院 送 致	児童自立 支援施童 ・児童 護施設送 致	知事· 児童相 談所長 送致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観 護 措置の 取消し	試験観察	その他
総					数	8,782	4,183	2,835	209	47	84	77	200	1,146	1
保	諺	Ę	不		要	28	19	1	-	1	-	1	-	6	-
在	钅	Ē	保		護	3,780	3,180	55	5	22	2	37	88	391	-
収	砻	ř	保		護										
1	ŀ	年	1		院	4,571	938	2,747	27	5	20	29	104	700	1
1 1	見童旨 見 童		泛援 護	施設 施	設	296	32	15	177	19	_	_	4	49	_
保	諺	Ę	不		適	107	14	17	_	_	62	10	4	_	_

注 平成27年度版『犯罪自書』123頁より引用。

については科学的調査の結果の尊重がうかがわれるが、鑑別判定の結果と 比して、強制干渉性の程度が強い方向のみならず弱い方向にも、鑑別判定 と審判結果との不一致は生じている。

少年法の理念を少年の健全育成と解し、少年の健全育成について「…少年に芯のある社会適応性を得させるための教育理念と社会公共の福祉に関する正義の規範とは、根本において矛盾するものではない。健全育成とは、この2つの理念の止揚された概念を抱合すると解するべきである²⁹。」と解する見解も示されている。刑事処分なしには社会の理解を得難い現状のなかで刑事処分を保護不能や保護不適を理由とした保護の放棄の場とさせないための刑事政策的考慮からは³⁰、被害者感情や社会感情をふまえたうえでの適切な処分選択を行えるよう、規範的観点をふまえた処分適性判断も尊重すべきであり、もっぱら刑事処分回避を目的として科学的調査記録の拘束力を過度に強調する見解は適切ではない。科学的調査の活用の要請については、これを、処分選択に際して有効に活用すべきとする「訓示規定」としての理解が適切と思われる³¹。

そして、このように、訓示規定として科学的調査の要請を理解するのであれば、この問題に関する研究に求められる課題としては、少年法第9条等が示す科学的調査の「活用」という点についての具体的方法および内容の検討、そして実務における活用状況についての実証的な分析が重要となろう。

3 科学的調査の要請に関する研究方法論

調査活動の現状について、岡田行雄は、現状は、少年の問題解明に重点が置かれた科学主義となっているとの認識を示すとともに、①調査不尽と②最適な処遇選択に役立てられない科学活用という2つの危機に直面しているとの分析を示している³²。こうした事態が生じているのであれば、少年法が専門的な調査能力を有する家庭裁判所に少年を全件送致することを

規定し、調査についても科学性を要求する趣旨が形骸化することとなる。 少年司法制度のように、非形式性や裁判官の裁量が大きい司法制度につい て、制度の機能不全の有無についての検証は絶えず求められるものと思わ れ、そのためにも制度の運用状況を客観的に検証していく作業は、少年法 学に求められる重要な研究課題である。

科学的調査の活用のあり方についての分析としては、規範的検討と実証的研究の2つを行いえよう。少年法における科学主義の要請についての規範的検討については、科学調査の要請を「基本原則」と解して、その拘束力を強調する試みなどが、この方法による研究と位置付けられるものと思われる。こうした方法による検討については、科学的調査の結果の活用に関する明確な根拠規定がない状況においては、全く調査結果を考慮することなしに罪質や情状のみによる処分選択を禁じるという意味での最低限の抑制の効果しか期待出来ない。

他方,実際の活用のあり方および規範的考慮と科学的調査に基づく処分 適性考慮との関係等を分析するためには,統計的手法を用いた実証的研究 の方法による客観化も有効となる。実証的研究により明らかにすべき分析 対象としては,科学的調査と処分選択および処遇とのつながりや記録の活 用状況が考えられる。また,調査の「科学性」の評価も,科学的調査の活 用に関する実証的研究の射程に含まれてこよう。

科学的調査の結果と処分選択や処遇との有意義な結びつきを模索するためには、調査の目的や方法論についての規範的考察により理念的な方向性を提示するとともに、活用に関する明確な根拠規定がないなかでの活用の実際についての実証的・機能的な分析とそれを通じた課題の提示を行うことが、少年法における科学的調査の要請についての適切な運用を模索する上で有効な取り組みとなるものと思われる。科学的調査の要請をめぐる問題について、調査自体の科学性のみならず、調査結果の活用の場面も含めて論点設定するのであれば、やはり、科学性という観点からの調査自体の

実施方法の分析に加え、処遇選択および少年の処遇における有効性という 観点から、科学的にその有効な活用なあり方を検証していく努力が求められると思われる 33 。

そこで、以下、科学的調査の結果の活用についての実証的研究を展開していくに際してのいくつかの課題について、検討してみたい。

まず、暗数などの他の要因を排除した社会調査が処遇に与えた影響力や効果の抽出可能性の問題が挙げられる³¹。これについては、そもそも、科学的調査の有効性の検証に際しては、調査のみの影響力の抽出は必要か否かという疑問が生じてくる。もちろん、調査結果について、具体的な記述の受け止め方や処分選択に際しての重みづけまで客観化できれば、調査と処分選択や処遇の連続性の検証にとっては有益であろう。しかし、調査結果の「活用」の理解については、条文の文理上、調査結果を軸として、処分選択や処遇が構築されることが要求されているものと解される。処遇に影響を及ぼした諸要因の客観化は重要であろうが、社会調査のみの純粋な影響力の抽出には、あまりこだわらなくてもよいのではないかと思われる。

次に、有効性を検証するに際しての指標設定も問題となろう³⁵。有効性の指標については、シンプルに考えれば再非行の有無ということになろうが、上述のように、科学的な調査能力を有する専門の裁判所である家庭裁判所がどのような方針で社会調査記録を処分選択に際して活用していくかを検討すべきとする論点として、少年法における科学的調査の要請の問題を解するのであれば、調査結果を軸として処分選択や処遇との連続性を有し、体系的に「処遇」を構築しえたか、つまり「調査結果が処分選択や処遇の軸となりえたか」という観点が基礎となってくるものと思われる。

最後に、データ入手の困難性の問題が挙げられる。少年司法の領域に実証研究の導入を試みるとき、どうしても非公開原則の問題に直面する³⁶。 やはり、少年司法については在野の研究者では実証的研究を実施するのに必要な資料の入手は困難であり、実証研究による分析については司法研究

等による取り組みに期待せざるをえないという現実は否めないが, 在野研究者には, 公表された公的研究の成果に対する厳密な分析と評価に取り組む努力が求められよう。

Ⅲ 調査の活用状況分析に関わる近時の展開

1 法務省式ケースアセスメントツール

諸外国の少年司法制度においては、再犯・再非行の防止に向けた効果的な処遇を行う上で、RNR原則(リスク原則、ニーズ原則、レスポンシビティ(処遇応答性/処遇反応性)原則)が重視され、対象者の再犯・再非行に関連する要因や、改善更生に必要と考えられる処遇の密度などの把握を目的としたアセスメントツールを用いた調査が行われているなか、我が国では、これまで、少年の再非行の可能性や教育上の必要性の把握に特化した統一的なアセスメントツールは設けられていなかった。

我が国では、平成15年に犯罪対策閣僚会議が組織され、そして平成24年には「再犯防止に関する総合対策」が打ち出され、対象者の特性に応じた指導および支援を強化されているが、早期対策が必要な少年・若年者に関しては、平成20年から欧米を参考にしながら我が国独自のアセスメントツールの開発が取り組まれ、平成25年から少年鑑別所において「法務省式ケースアセスメントツール」の運用が開始された。現在も、矯正局においては、本ツールを一層効果的に活用するための取り組みが鋭意進められている37。

本ツールは、再非行等に密接に関連する調査項目を少年鑑別所の心理技官が面接や鑑別資料に基づいて評定することにより、少年の再非行の可能性と教育上の必要性を定量的に把握するものである。本ツールの調査項目は、少年鑑別所に入所した少年の実証データをふまえて、鑑別実務に基づく知見も加味して選定したもので、アセスメントツールとしての信頼性・妥当性が統計学的に十分確認されている。

本ツールは、再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するための鑑別実施上の支援アセスメントツールであり、少年の生育環境や過去の問題行動歴・非行歴等これまでの出来事等に関する項目(5領域24項目)と再非行を防止するための教育や処遇を行う必要性に関する項目(4領域28項目)の計52項目で構成されている。評定した結果は、再非行防止に向けた今後の教育の必要性として、4つの領域(保護者との関係性の改善、社会適応力の向上、自己統制力の向上、逸脱親和性の低減)により数値化・グラフ化され、概括的に把握することができる。

本ツールを活用することにより、家庭裁判所の調査・審判に資する鑑別の実施に役立つほか、少年鑑別所が少年院、保護観察所等に対して、再非行防止のため、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上などの教育上の必要性を分かりやすく伝達することが可能となる。また、少年鑑別所の鑑別と少年院・保護観察所の教育・処遇とが、本ツールの結果をふまえながら、共通の理解のもとに一層効果的に展開されることとなる。

本ツールについては、今後、少年院等における処遇効果の検証等に活用されるほか、データの収集・蓄積を通じて再非行防止に向けた施策の検討に役立てるための作業も予定されている³⁸。本ツールには、少年の処遇選択および具体的な処遇の実施への寄与のみならず、処遇に関するデータの収集および分析といった処遇効果の検証に際しての基軸となることを期待したい。

2 新少年院法および少年鑑別所法の制定

平成27年6月1日より新少年院法および少年鑑別所法が施行され、少年 矯正の領域では新法に基づく新たな歩み出しが示された。少年鑑別所法は もちろんのこと、新少年院法においても、調査実務の運用に関わる新たな 規定が設けられている。

両法に関して、本稿の検討課題に関わる代表的な規定としては、まず少

年鑑別所法では、16条において、鑑別の実施方針やその方法が定められた ことが注目される。

少年鑑別所法16条1項では「医学,心理学,教育学,社会学その他の専門的知識及び技術に基づき,鑑別対象者について,その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上,その事情の改善に寄与するため,その者の処遇に資する適切な指針を示すものとする。」と規定され,同2項では,「鑑別を行うに当たっては,その者の性格,経歴,心身の状況及び発達の程度,非行の状況,家庭環境並びに交友関係,在所中の生活及び行動の状況(鑑別対象者が在所者である場合に限る。)の他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。」という鑑別事項が示され,同3項では,「調査は,鑑別を求めた者に対して資料の提出,説明その他の必要な協力を求める方法によるほか,必要と認めるときは,鑑別対象者又はその保護者その他参考人との面接,心理検査その他の検査,公務所等への照会その他相当と認める方法により行うものとする。」との調査の方法が規定された39。

また、科学的調査の結果の活用という観点からは、少年院法36条による鑑別のための少年鑑別所への収容が注目される。少年院法では、矯正教育の計画を法務大臣が定める少年院における矯正教育全体を包括した計画(矯正教育課程)、各少年院の長が定める在院者の特性や地域の事情をふまえた矯正教育の計画(少年院矯正教育課程)、各少年院の長が在院者ごとにその問題性や必要性に応じて具体的に策定する個人別の矯正教育課程の計画(個人別矯正教育計画)の3つに区分して策定することとされている。そして、少年院法36条では、「少年院の長は、在院者について、第33条第1項の規定により指定された矯正教育課程又は第34条第1項の規定により策定された個人別矯正教育計画がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。」という再鑑別の制度が設け

られている。

従来の在院者の鑑別は、少年院での適応状態の把握や今後の処遇方針の 策定等のため、少年鑑別所の鑑別技官が少年院に出向いて、少年院内の面 接室等で実施することが多かったが、時間的な制約から、少年鑑別所内で 行う鑑別と同等の精度を求めることは出来なかった⁴⁰。そこで、少年院法 では、36条2項において、少年院在院者の鑑別に際し、精度の高い鑑別を 実施するなどの理由から、「少年鑑別所に収容して鑑別を行うことが必要 である旨の少年鑑別所の長の意見があるときは、7日間を超えない範囲内 で、その在院者を少年鑑別所に収容することができる。」との規定が設け られた。

個人別矯正教育計画については、34条3項により家庭裁判所又は少年鑑別所の長の意見があるときはこれをふまえるとされており、鑑別をふまえた家庭裁判所の処分選択、少年院での実際の処遇、そして高い精度で実施しうる再鑑別をふまえた個人別矯正教育の見直しなど、科学的調査の要請と調査結果の活用の連続性、そして、科学的鑑別と処分選択および処遇の実施の有機的結合のあり方についての分析に関心を抱く本稿の趣旨からは、注目すべき制度が設けられたと評しえよう。在野の研究者にとっては資料入手の困難性の問題は残るが、少年法の科学的調査の要請の分析という観点からは、処遇計画策定のための再鑑別をふまえた処遇計画の策定などについては、運用実態の客観的検証は重要な研究課題となってこよう。

Ⅳ 少年刑事事件の裁判員裁判

1 少年刑事事件の裁判員裁判に対する問題点の指摘

裁判員制度については、成人の刑事事件を想定して制度設計されたものであるが、検察官送致後、裁判員事件の対象事件に該当すれば、少年の刑事事件も対象となる。裁判員制度においては少年刑事事件についても、基

本的には成人刑事手続と同一の取扱いとなるが、少年法55条移送の決定については、本来は裁判官のみで行うものとされている訴訟手続に関する判断と位置付けられるが、裁判員も関与するものとされている⁴¹。

裁判員制度の立法過程において、立法者は、裁判員制度の実施が少年法の理念に変容をもたらしたり、少年法の適用に変化をもたらしたりすることは予定していなかったとされているが¹²、裁判員制度の下で少年刑事事件を審理することにより少年法の理念の変容、科学主義の要請からの解離、55条移送や不定期刑などの判断に必要な基礎的知見の問題などに関する懸念が示されている⁴³。

少年刑事司法においても、少年法50条および刑事訴訟規則277条により、審理に際しては科学的な調査記録の活用に努めることが求められているが、最高裁判所の裁判例においては、「50条を訓示規定と理解する中で、社会記録の利用は、家庭裁判所の独立性を保持し、刑事裁判における少年へのふさわしさを実現するための方策として位置付けられ」ているものとの理解が示されている⁴⁴。しかし、少年事件の裁判員裁判においては、社会調査記録の取り扱いに関し、社会記録の一部がそれぞれの立証に必要な範囲で証拠申請され、結果的には証拠として採用されないか、採用されたとしてもつまみ食い的な「一部採用」で終わっているとの指摘が見られる⁴⁵。さらに、裁判所が社会調査記録をなかなか取り寄せようとしない事例⁴⁶や「証拠請求せず、記載内容を参考程度にするにとどめるということを弁護人が約束しないと、取り寄せはしない」と言われたという事例の報告も見られる⁴⁷。

こうした運用の理由については、「少年法50条が審判についての規定である9条を準用する形をとっているが、9条を刑事裁判に当てはめたとき、具体的にどのような証拠調べが要求されるのか明確でない。」との指摘や、刑事訴訟規則277条は「規則」であるため、裁判員法の施行により、無視されてしまっているのが実態との指摘が見られる⁴⁸。しかし、訓示規定と

解するにせよ、調査記録の活用についての努力も果たされていないのであれば、法の要請に背いた不適切な運用と評価せざるを得ない。少年刑事事件の裁判員裁判の運用状況の分析は急務といえる。

2 裁判員裁判における少年刑事事件の運用方針の分析

少年刑事事件の裁判員裁判については、制度施行以前から懸念が示されていたこともあり、複数の司法研究等において、望まれる運用方針についての検討が行われている。ここでは、以下、司法研究『難解な法律概念と裁判員裁判』において示された少年法55条決定のあり方、および裁判員裁判での少年調査票の取扱いについて分析するとともに、これらの前提となる裁判員裁判を想定した少年調査票の在り方について検討が行われた家裁調査官研修部課題研究「原則検察官送致事件の少年調査票の記載の在り方」の成果について、概観してみたい。

(1) 司法研究報告『難解な法律概念と裁判員裁判』

裁判員に分かりやすい審理の実現のために、各用語や法律概念の本当に 意味するところを、刑事法に関するこれまでの研究成果と裁判例を分析す ることによって検討し、これを裁判員に伝えるための説明方法を考えよう とすることを目的として取り組まれた司法研究報告『難解な法律概念と裁 判員裁判』では、少年法55条の保護処分相当性についても、検討が行われ ている。

本研究においては、少年法55条における保護処分相当性の内容について、少年法20条が規定する刑事処分相当性判断において判断する事項と裏返しの関係にあるとの理解を示したうえで、少年法20条2項対象事件においては、①家裁と地裁との「キャッチボール」現象を避ける、②保護処分を許容しうるような「特段の事情」の有無を原則として、通常の量刑における考慮要素と同様の要素を判断すれば足りる、との理解が示されている49。

また、ここでは、社会記録の取扱いについて、公判前整理手続における証拠の厳選、少年その他の関係者のプライバシー配慮の要請から、保護処分相当性判断に不可欠なものに、証拠は厳選されねばならないとの理解が示され、さらに「特段の事情」の有無については、①通常は一般の刑事裁判と同様の証拠で十分に判断しうる、②社会記録が必要となる場合でも、基本的には少年調査票の調査官の意見欄で証拠としては足りる、との理解が示されている。また、「目で見て耳で聞いて分かる」審理の要請については、公判期日における朗読以外には社会記録の証拠調べ方法はない、との理解が示されている50。

家庭裁判所調査官に対する証人尋問については、①当事者は、開示された記録の中から公判での朗読に適した部分を抜粋し、それを証拠化すべく努めるべき、②少年調査票を作成した調査官を証人尋問することは、刑事訴訟上の証拠方法として不明確であるし、家裁調査官が当該事件の調査を担当し守秘義務を負う裁判所の職員であることから、相当ではない、との理解が示されている⁵¹。

また、家庭裁判所調査官への要請として、少年法20条2項対象事件の意見欄には、「『特段の事情』の有無を中心とした調査官意見の内容及びその判断の根拠が当事者に、ひいては裁判員にも、十分に伝わるような、かつ少年その他のプライバシーに配慮した、簡にして要を得た具体的な記載を行うこと」との見解を示している⁵²。

本報告に対する批判としては、①20条2項について「犯情説」が前提とされており、犯情説的理解を55条解釈に反映されれば、判断要素は狭義の犯情に限定されるが、犯情説が前提であるとしても、保護処分を許容するよう特段の事情が認められた場合に備えるためには、保護処分相当性を判断するための証拠は、狭義の犯情に関するものに限定されないはずである、②犯情説が前提でないとするのであれば、特段の事情の有無についての判断に必要な証拠は、なおさら、一般の刑事事件と同様の証拠に限られない

ことが認められるべきである、などの分析が示されている53。

(2) 家裁調査官研修部課題研究「原則検察官送致事件の少年調査票の記 載の在り方し

裁判員裁判を念頭に置いた少年調査票の記載の在り方を検討した家裁調 査官研修部課題研究「原則検察官送致事件の少年調査票の記載の在り方」 においては、現状の原則検送事件の少年調査票の問題点を整理し、改善の ための具体的な工夫等について検討討議を行うことを目的とし、①少年審 判における裁判官の判断資料として、簡にして要を得た記載となっている か、②国民の中から選ばれた裁判員が容易に理解することが出来る記載に なっているか、について検討が行われている⁵⁴。

本研究については、すでに岡田行雄による詳細な分析55が示されており、 以下、岡田の分析に依拠し、本研究の概要を示したい。

本研究では、少年調査票の記載のあり方全般についての留意点として、 ①陳述体による記載を限定し、調査官の視点で短く要約して記載し、意味 や趣旨が読み手に明確に伝わる文章表現にする。②各欄に記載すべき事項 を整理して、複数の欄への重複記載をなくす。③非行理解や処遇選択のた めに必要かつ十分な情報を適切に取捨選択して記載する. ④事実と評価を 峻別して記載する。⑤専門用語や抽象的な表現は用いない。⑥小見出しを 活用するなど読みやすい文章構成にする、という6点の留意事項が示され ている⁵⁶。

さらに、本研究では、少年調査票の各欄の記載のあり方について、検討 が行われている。主たる検討結果としては、まず、「本件の非行」欄につ いては、①動機・非行に至る経緯については、その的確な把握が、少年に とっての非行の意味を解明するためには重要である。②「非行に至る経緯 のうち、客観的事実については、法律記録に基づいて証拠上確かな事実を 基にして記載し. 動機や信条等の心理的事実についても. 法律記録(供述

調書)との異同を十分に検討した結果を記載する必要がある。」として、特に、少年の調査官への説明内容が法律記録の供述と異なる場合には、陳述内容の変遷の理由等を確認するなど、その陳述の十分に吟味していくことが必要である。との見解が示されている。

また,「調査官の意見」欄については, ①「特段の事情」が認められる場合に限り, 刑事処分以外の措置を選択することが許されるとの前提に立ち, 事案の内容を中心に, その許容性の有無を検討し, その許容性が認められた場合に, 刑事処分とそれ以外の措置との比較検討を行うことを留意点として掲げる, ②「特段の事情」の存否判断においては,「何よりも事案の関する事情に着目し, 犯行の動機・経緯, 犯行の態様, 犯行後の状况等の事情を総合的に考慮すべき」で, 少年の性格, 年齢, 行状および環境のみを理由として刑事処分以外の措置が許容されると判断することは適当ではない, との見解が示されている。

このほか、「家庭」欄、「生活史」欄、「学業・職業関係、交友関係等」欄、「性格、心身の状況等」欄については、本件非行の背景要因として、関連があると考えられる情報を中心に、家庭の中核的な問題に焦点を絞る、少年の人格形成や本件非行に至る経緯を理解するために必要な客観的事実や少年・保護者がこうした事実について主観的に受け止めた内容を取捨選択して記載する等、あくまで非行と関連する情報のみを簡潔かつ的確に記載する必要性が強調されている。

このような本研究の成果に対しては、岡田により、①「特段の事情の有無」の確認が前提であり、捜査機関作成の調書依存型の社会調査へと変化する、②「特段の事情」に当たるか否かの検討が中核となる、③まず事案の内容を中心に検討して「特段の事情」が認められるか否かの評価を行い、それに基づいて、意見の内容およびその判断根拠が、刑事裁判の当事者のみならず裁判員にも伝わるような「簡にして要を得た」記載が求められるようになる、など、社会調査のあり方が変化するとの指摘が示されてい

3 少年刑事事件の裁判員裁判の量刑

(1) 司法研究報告『裁判員における量刑評議の在り方について』

司法研究『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』は、「量刑 の本質論を踏まえつつ、裁判員と裁判官とが真の意味で協働したといえる ような量刑評議を実践するための、いくつかの方策を考えようとするも の | であるが 28. ここでは被告人が若年であり、成育歴が検討される場合 についても検討が行われている。

本報告では、少年法における特別規定(51条,52条)をふまえ、少年刑 事事件の量刑においては、①少年決が趣旨するところは、少年の刑事事件 における量刑に当たっても考慮される必要がある。②個別の事案における 具体的な事情を離れ、少年であることそれ自体不利な事情と考慮すること や、「少年も大人も同じ」と考えることは、我が国の法体系全体の趣旨に もとるものと考えられる。③当事者においては、個別事案の具体的な事実 関係を前提とし、少年法の趣旨をふまえ、被告人が少年であることが犯行 態様や結果等にどのように結びつき責任非難の程度に影響するのか、更生 可能性の程度にどのように影響するのかを説得的に主張・立証することが 求められる. 等の見解を示している⁵⁹。

また、被告人が若年であり、成育歴が検討される場合については、①責 任非難の程度に影響するものか、②特別予防に影響するものか、という観 点からの具体的検討が必要であると述べられている。さらに、生い立ちに 不遇があるとの主張については、①単なる行為者の主観的事情の指摘にと どまる場合は、量刑上大きく考慮されることはないであろう、②責任非難 の程度に影響するのであれば、重要なのは、そうした事情が犯罪行為の意 思決定にどのように関連し、当該事案をどのようなものとしてみればよい かを、量刑の本質をふまえながら、裁判員に説得的に提示すること、との

(2) 裁判員裁判における少年死刑事件

少年事件の裁判員裁判において、はじめて死刑判決が科された仙台地裁平成22年11月25日判決においては、被告人が本件当時18歳7ヵ月の少年であることについて、「…この点は、被告人の刑を決めるにあたって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、先に見た本件犯行態様の残虐さや被害結果の重大性に鑑みると死刑を回避すべき決定的な事情とまではいえず、総合考慮する際の一事情にとどまり、ことさらに重視することはできない。」との量刑理由が示されている⁶¹。年長少年に対する死刑判決に際しては、少なくとも当該少年が成人同様に成熟しており、刑罰により動機づけ可能であった点について、積極的な判断理由を提示すべきと思われるが⁶²、本判決においては、死刑相当性の説明に比して、死刑不相当性についての検討は、十分には尽くされていない印象を受ける。

なお、この事件においては、社会記録の取扱いについて、弁護人が鑑別 所の処遇意見の証拠採用を求め、検察官が調査官意見の証拠採用を求めた 結果、社会記録の一部が証拠として採用されている。社会記録の取調べ方 法としては、調査官意見を検察官が朗読し、鑑別所の処遇意見を弁護人が 朗読するという形で取調べが行われた⁶³。

(3) 裁判員裁判における55条決定の運用

最高裁判所のホームページに掲載されている「裁判員裁判の実施状況について」によれば、裁判員制度施行以降平成27年10月末の時点までで、裁判員裁判の終局処理人員として少年法55条により家裁への送致は7例と示されている⁶⁴。7例の罪名別の内訳は強盗致傷3件、集団(準)強姦致死傷2件、殺人1件、傷害致死1件である⁶⁵。

少年法55条による移送決定については、裁判員制度施行以前と比較する

と減少傾向が認められるが、55条移送決定がなされた事例の報告を見ると、 少年の人格的未熟性などについて、少年調査記録を取り寄せて調査結果を 参照したことが推測される決定内容が示されているものも見られる。

東京地裁平成23年6月30日決定⁶⁶についての担当弁護人による事例報告に示されているように、少年事件の裁判員裁判においては、社会調査記録の取り寄せや調査官の証人請求をめぐる問題提起が示されている⁶⁷。調査官の証人尋問については、「立法的手当が相応しいが、当面は調査官や専門家証人の証人尋問を非公開の期日外尋問(刑訴法281条)とし、裁判員全員を含む裁判所で行う(裁判員法57条)ことが考えられる。期日外尋問結果の顕出の問題があるが、プライバシー保護や少年の情操への配慮を考えると、要旨の告知にとどめ、裁判員に書面を読み込む時間を確保する方法を活用するしかない」⁶⁸との分析や、「調査官に証人適格はあるが、調査官は、職務上の秘密として証言を拒絶せざるを得ないのだから、結局、証人尋問も実効性がなく、証拠調べの必要性が認められないというべきである」との分析が示されている⁶⁹。

司法研究報告『難解な法律概念と裁判員裁判』でも、家庭裁判所調査官に対する証人尋問について、検討が行われている。ここでは、「当事者は、開示された記録の中から公判での朗読に適した部分を抜粋し、それを証拠化すべく努めるべき」であり、「少年調査票を作成した調査官を証人尋問することは、刑事訴訟上の証拠方法として不明確であるし、家裁調査官が当該事件の調査を担当し守秘義務を負う裁判所の職員であることから、相当ではない」との理解が示されている⁷⁰。

V 結びにかえて

以上,本稿では,少年法のおける科学的調査の要請およびその研究方法 論および少年刑事事件の裁判員裁判の実務動向の分析から,少年法におけ る科学的調査のあり方についての検討を試みた。本稿では、少年司法にお ける「科学主義」との表現で示されてきた内容については、その明確な定 義および概念としての射程が共有されていないとの問題意識に基づき検討 を行い。①少年法9条等から導かれる調査の科学性の要請については、直 接的には「調査の方法」として科学性を要求する趣旨にとどまるものと解 すべきこと、②「調査の方法」として科学的方法を要求する法の要請につ いて、これを「科学主義」という用語を用いて説明するのであれば、「科 学主義 | を論じる射程はあくまで調査方法論にとどまるものであり、調査 結果の活用のあり方についての議論が必然的に含まれるものと解すべきで はないこと、③科学的調査の結果の活用のあり方については、調査の目的 および方法、審判対象論、処分選択論、そして実際の処遇の方法の検討に まで跨る少年法理論の基本的理解および体系的理解が問われる問題であり、 この問題を「科学主義」という論点の中に押し込めて論じようとすると、 議論の射程についての理解の共有という観点からは、混乱の発生が懸念さ れること。 ④処分選択段階における科学的調査の結果の考慮については、 訓示規定と解すべきこと、⑤訓示規定と解するからこそ、調査結果の活用 のあり方については規範的考察のみならず、客観的分析のあり方が重要で あること、などの結論を得た。

さらに、調査結果の活用状況の分析という観点から、少年事件の裁判員 裁判についての運用状況の分析を試みたが、少年法55条決定例においては、 調査結果をふまえた要保護性についての検討も推測しえたが、ある意味これは当然の結果といえる。今後の研究課題としては、保護処分の可能性を 否定し、少年に対して刑罰が科された事例の分析から、調査結果の活用状況を分析する作業が重要となるものと思われる。

なお、本稿での検討については、主として「科学主義」の概念について の内容と射程という少年法における科学的調査に関する研究の最も基本的 な部分を扱うにとどまるものであり、社会調査に内在する規範的性格の分 析や少年刑事事件における社会調査記録の取り扱いや調査官の証人尋問の 可否をめぐる手続上の問題については、十分には検討をなしえなかった。 これらの問題の検討については、他日を期することとしたい。

- 1 旧少年法における専門少年保護司による調査制度については、守屋克彦『少年 の非行と教育』(勁草書房、1977) 97頁以下を参照されたい。
- 2 社会調査の結果の広範な利用状況をふまえれば、要保護性概念を保護処分相当性と解する理解は窮屈なものとなろう。こうした観点からも、科学主義研究の成果は少年審判対象論および処分選択基準の理解にも反映してくるものであり、「科学主義」研究についても、少年法学における体系的理解という観点からのアプローチが求められると思われる。
- 3 岡田行雄は、科学主義に関する一連の研究をまとめたモノグラフである『少年司法における科学主義』のはしがきにおいて、「…科学主義そのものについては、これまで正面から取り上げられ、深く検討されてきたわけではない。」との理解を示している。岡田行雄『少年司法における科学主義』(日本評論社、2012) i 頁。
- 4 従来の「科学主義」概念の代表的な理解としては、少年法第8条、第9条の趣旨をふまえ、人格調査においては科学的手法を用いて実施することを要求することという「調査の方法」を示すものと捉えられよう。澤登俊雄『少年法入門(第6版)』(有斐閣,2015)115頁、丸山雅夫『少年法講義(第2版)』(成文堂,2012)168頁以下など。
- 5 渡邊一弘「書評:岡田行雄著『少年司法における科学主義』」犯罪社会学研究 No.38 (2013) 209頁以下。
- 6 岡田・前掲(注3)45頁。
- 7 渡邊・前掲(注5)210頁。
- 8 科学的手法を用いた調査と処分選択基準論との関係について、守屋克彦は「処遇決定段階に対する行動科学の導入が、処遇の決定における保護処分優先主義の思想を生み出していくことは当然のなりゆきであろう」と述べている。守谷・前掲(注1)160頁以下、岡田・前掲(注3)17頁。
- 9 澤登・前掲(注4)115頁においては、「人格調査」と「科学的調査」との対比に おいて、「人格調査」は調査の内容を示し、「科学的調査」は調査の方法を示すも のとの説明がなされている。また、丸山・前掲(注4)126頁。
- 10 少年法制の歴史的展開という観点から,少年司法における調査の意義を説明するものとして,団藤重光・森田宗一『ポケット注釈少年法(新版第2版)』(有斐閣,1984)83頁以下,武内謙治『少年法講義』(日本評論社,2015)250頁。
- 11 このことは、例えば少年法55条決定の場面などにおいて、「科学主義の精神」の

反映としてではなく、直接的に「科学主義に基づく処遇選択」を求める理解など に表われているものと思われる。

- 12 司法協会『少年法実務講義案(再訂補訂版)』(司法協会, 2012) 12頁。
- 13 宇田川潤四郎「家庭裁判所の発足とその指導理念について」家庭裁判月報11巻 1号(1959) 172頁以下。
- 14 岡田・前掲(注3)はしがき i 頁。
- 15 岡田・前掲(注3)45頁。
- 16 団藤・森田・前掲(注10)96頁, 田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法(第3版)』(有 斐閣. 2009) 125頁。
- 17 岡田・前掲(注3)21頁。
- 18 団藤・森田・前掲(注11)101頁以下。同旨の裁判例として, 最判昭和24年12月8日刑集3巻12号1915頁。
- 19 岡田・前掲(注3)20頁以下, 仲谷暢彦「若年被告人の刑事裁判における量刑手続」原田國男ほか『刑事裁判の理論と実務』(成文堂,1998)333頁。また, 宇田川潤四郎初代家庭局長は, 家庭裁判所の指導理念の一つとして, 家庭裁判所の科学的性格を挙げ,「家裁のソーシャル・ワーク中機能のため, 人間関係の科学を活用しなければならない」と述べている。宇田川・前掲(注13)172頁以下。
- 20 審判対象論における非行事実重視説の通説化について、非行事実の司法保障機能の観点のみならず、非行事実の要保護性兆表として機能の観点からの理解も重視する見解として岩井宜子『刑事政策(第6版)』(尚学社、2014)286頁以下。
- 21 団藤・森田・前掲(注10)101頁, 平場安治『少年法(新版)』(有斐閣, 1987) 213頁, 澤登俊雄ほか『展望少年法』(敬文堂, 1968)288頁。また, 岡田・前掲 (注3)では、9頁脚注13)においては、従来の人権侵害の危険性に関する指摘について,「その危険性の指摘は抽象的なものに止まったと評さざるをえない」と述べられている。
- 22 五十嵐禎人「触法精神障害者の処遇とわが国における司法精神医学の課題」現 代刑事法4巻8号 (2002) 51頁以下。
- 23 五十嵐禎人「触法精神障害者の危険性をめぐって—刑事司法と精神科医療の果たすべき役割」町野朔編「精神医療と心神喪失者等医療観察法」ジュリスト 2004.3増刊号 (2004) 97頁以下。
- 24 岩井宜子『精神障害者福祉と司法(増補改訂版)』(尚学社, 2004) 313頁以下。
- 25 司法研修所『改訂少年審判運営の手引』(司法研修所, 1988) 21頁。
- 26 荒木伸怡「いわゆる女子高生監禁致死事件控訴審判決における量刑判断」判例 時報1412号 (1992) 191頁,及び同「要保護性の概念とその研究」警察研究第59巻 10号 (1988) 3 頁及び14頁。
- 27 この問題については、渡邊一弘「刑法と少年法の関係―責任の要件をめぐって」 澤登俊雄/高内寿夫編『少年法の理念』(現代人文社, 2010) 所収109頁以下を参

照されたい。

- 28 裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案(再訂補訂版)』(司法協会, 2012)
- 29 団藤・森田・前掲(注10)14頁。
- 30 このような理解は、少年刑を「保護のための刑罰」と解し、保護処分類似の保 護手段と位置づける見解などから示されている。代表的な見解として澤登俊雄 『少年法入門(第6版)』(有斐閣, 2015) 191頁。団藤・森田・前掲(注10)182頁。
- 31 実務においても、社会調査については全ての事件について行われているのでは なく、現在は、実質的に社会調査が必要とされる事件に対して調査命令が発せら れるという運用とされている。植村立郎『骨太少年法』(法曹会. 2015) 107頁。
- 32 岡田・前掲(注3)はしがきi頁. 同47頁以下。
- 33 科学的調査の活用状況についての実証的研究の必要性について、渡邊・前掲(注 5)210頁以下。
- 34 岡田行雄「著者より」渡邊・前掲(注5)211頁以下。
- 35 岡田「著者より」渡邊・前掲(注5)211頁以下。
- 36 渡邊一弘「少年法20条の運用状況とその分析方法」青少年問題641号 (2011) 19 頁。
- 37 木村敦「新しい少年院法・少年鑑別所法が施行されるに当たって|刑政第126巻 6号(2015)32頁。
- 38 リスクアセスメントを用いた再非行防止の取り組みについて、高橋哲「リスク アセスメントによる再非行防止の取り組み | 児童心理2014年6月号臨時増刊『子 ども非行の現在』(2014) 125頁以下, 二宮勇気「再非行防止のための少年鑑別所 の実践 実務における法務省式ケースアセスメントツール (MICA) の活用につい て | 犯罪と非行177号(2014)164頁以下。
- 39 少年鑑別所法16条における鑑別について、法務省矯正局編『新しい少年院法と 少年鑑別所法』(矯正協会, 2014) 224頁以下。
- 40 同前231頁。
- 41 この理由については、55条移送の決定は、実務上、犯罪事実を認定した上で、 当該事件の刑事手続で科されることが見込まれる刑事処分よりも見込まれる保護 処分を相当と認める場合になされているのであり、犯罪事実の認定の判断は当然 として、見込まれる刑事処分と保護処分の具体的な比較検討についても、量刑に 準ずるものとして裁判員の関与を認めることに支障はなく、むしろ、この部分の みを切り離して裁判官の判断事項とすることは適当でないと考えられたためとさ れている。辻裕教「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の解説(1) | 法曹時 報59巻11号 (2007) 93頁。
- 42 日本弁護士連合会「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書(2012)2頁。 また、植村立郎『少年事件の実務と法理』(判例タイムズ社、2010)348頁以下も

参照されたい。

- 43 このような懸念をふまえ、裁判員裁判の対象からの少年事件の除外も含めた検討を行うべきとの意見も示されている。日本弁護士連合会・前掲(注42)11頁、丸山・前掲(注4)340頁。
- 44 少年法50条をめぐる議論の展開について、武内謙治編『少年事件の裁判員裁判』 (現代人文社、2014) 307頁以下。

なお、守屋克彦・斉藤豊治編『コンメンタール少年法』(現代人文社、2012) 557 頁以下では、本条についての訓示規定としての理解を否定し、「刑事裁判においても少年が抱える資質上・環境上の問題点を心理学や教育学などの専門的知識を活用して正確に把握することが必要不可欠である。」としたうえで、「少年の刑事手続では…科学主義に基づく(……)処遇選択の必要性の高さは審判手続とまったく同じであるといえよう。(※傍点筆者)」と述べている。本稿の立場からは、ここでの「基づく(……)」の内容を理論的に分析することが重要と考える。

- 45 岡田・前掲(注3)264頁以下。
- 46 日本弁護士連合会・前掲(注42)6頁。
- 47 岡田・前掲(注3)264頁以下。
- 48 日本弁護士連合会・前掲(注42)5頁。
- 49 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(法曹会, 2009) 63頁。
- 50 同前63頁。
- 51 同前。
- 52 同前65頁。
- 53 岡田・前掲(注3)262頁以下。さらに、加藤学「保護処分相当性と社会記録の取扱い」『植村立郎判事退官記念論文集第一巻』(立花書房、2011)480頁以下では、「…『難解な法律概念と裁判員裁判』の見解は実務指針として不十分と言うべきであろう。」と述べられている。
- 54 家裁調査官研修部課題研究「原則検察官送致事件の少年調査票の記載の在り方」 総研所報5号(2008)1頁以下。
- 55 岡田・前掲(注3)175頁以下。
- 56 「原則検察官送致事件の少年調査票の記載の在り方」・前掲(注54)20頁。
- 57 岡田·前掲(注3)178頁以下。
- 58 司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(法曹会, 2012) はしがきより。
- 59 同前70頁以下。
- 60 同前70頁以下。
- 61 仙台地裁平成22年11月25日。LEX/DB 文献番号2544308。
- 62 渡邊一弘「少年の刑事責任能力」刑法雑誌51巻2号(2012)174頁。
- 63 このような証拠調べ方法に対しては、一方が検察官の主張、他方が弁護人の主

張として受け止められかねず、専門的知識を駆使して作成された書面の価値が捐 なわれてしまうとの指摘が見られる。

- 64 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について」(制度施行~平成27年10月末・速 報) http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html
- 65 これらの事件のうち5件については、武内編・前掲(注44)50頁以下に詳細な紹 介が示されている。
- 66 東京地裁平成23年6月30日家庭裁判月報64巻1号92頁以下。
- 67 前田領「中国籍の少年が逆送された事例 | 季刊刑事弁護69号 (2012) 153頁以下。
- 68 守屋・斉藤編・前掲(注45)564頁以下(村山裕執筆部分)。
- 69 守屋・斉藤編・前掲(注45)567頁以下 (加藤学執筆部分)。
- 70 『難解な法律概念と裁判員裁判』・前掲(注49)64頁以下。